

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 13 日

富 山 県 医 師 会 長
富 山 県 歯 科 医 師 会 長
各 病 院 長 } 様

富 山 県 厚 生 部 長
(公 印 省 略)

訪日外国人受診者の医療費不払いに対する予防策の周知及び
不払いが発生した場合の報告方法について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。



令和3年3月31日
事務連絡

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

訪日外国人受診者の医療費不払いに対する予防策の周知及び
不払いが発生した場合の報告方法について（依頼）

平素から厚生労働行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

我が国を訪れる訪日外国人は新型コロナウイルス感染症流行により一時的に減少していますが、将来的には、再び増加することが見込まれます。国際的な往来については、訪日外国人が安心・安全に日本の医療機関を受診できる体制を整備することが大切である一方、医療費の不払いを発生させないための取り組みを推進することも重要です。

こうした中、厚生労働省では、訪日外国人受診者の医療費不払いの発生対策に資するよう、医療機関で活用いただける関連資料を下記の通り作成しました。医療機関で積極的に使用いただきたく、貴管内の医療機関への周知方お願いいたします。

また、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループとりまとめ。平成30年6月14日）及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」（令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）においては、医療費の不払い等の経歴がある訪日外国人について、次回以降の入国審査の厳格化を検討する方針が決定されました。

これに基づき、厚生労働省では、出入国在留管理庁と連携して我が国の保険医療機関から医療費の不払いのある訪日外国人受診者の情報を収集し、出入国在留管理庁へ提供する仕組みの運用を、下記の通り開始することとしました。つきましては訪日外国人受診者の不払い情報の収集にご協力をいただくため、併せて周知をお願い申し上げます。

記

■ 訪日外国人受診者の医療費不払いの発生防止に関する医療機関向け資料

①訪日外国人の受診時対応チェックリスト

②受付で使える訪日外国人受診者対応簡易手順書

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

※ 訪日外国人受診者の医療費不払いの予防には、受診時の適切な説明や確認が有効です。上記資料は訪日外国人受診者の対応に慣れていない医療機関でも活用ができるよう、簡便性に留意しつつ、受付フローのポイントをまとめています。

※ 自由にダウンロード・印刷してお使い下さい。

※ 資料は更新・追加等される場合があります。

■ 訪日外国人受診者の医療費不払い情報の医療機関からの収集について

- 訪日外国人受診者による未収金の発生抑止の観点から、厚生労働省では、訪日外国人受診者の医療費の不払いの情報の収集を開始する予定です。収集の対象とする不払い情報は、令和3年5月10日（月）以降に保険医療機関で発生し、請求日の翌々月末時点において、20万円以上の不払い事案とする予定です。
- 各保険医療機関におかれては、令和3年5月10日（月）以降の診療において、上記に該当する訪日外国人受診者による不払いの発生があった場合には、専用ウェブサイト (<https://unpaid.mhlw.go.jp/report1/>) を通じ、厚生労働省へ情報提供いただくようご協力をお願いします。
- 厚生労働省に提供いただいた情報は、厚生労働省から出入国在留管理庁へ提供され、当該外国人の次回以降の入国審査に活用します。
- 収集する情報の要件及び専用ウェブサイトを利用した報告方法の詳細は、4月末を目処に下記 URL にて順次ご案内させていただく予定です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

- 令和3年度上期に、医療機関等向けの説明会の開催を検討しております。詳細は決定次第、別途ご案内申し上げます。

※ 本取組みは国が実施するものであり、医療機関におかれましては、国の事業にご協力をいただく形となります。

【照会先】

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

（内線：2678、4103、4457）

（代表）03-5253-1111